● **保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求**（行政機関個人情報保護法第９条、独立行政法人等個人情報保護法第10条）

行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。

地方公共団体においては、同法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

第４－４－⑵　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

（関係条文）
・番号法　第27条、第29条、第30条
・行政機関個人情報保護法　第10条
・特定個人情報保護評価に関する規則　第２条
・特定個人情報保護評価指針

● **特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知**

A　**事前通知**（番号法第29条第１項又は第30条第１項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第１項）

行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、行政機関個人情報保護法第10条第１項の規定が適用される。ただし、番号法において同項が読み替えられて適用されるため、当該行政機関の長が同項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない通知先は、総務大臣ではなく委員会である。通知した事項を変更しようとするときも、同様である。なお、特定個人情報について行政機関個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。

また、行政機関が、番号法第27条第１項に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第２項の規定により委員会の承認を受け、同条第４項の規定により公表したときは、同法第29条第１項の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第１項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。

委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第４号）第８において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号）第２条第２号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。

一方、独立行政法人等個人情報保護法には行政機関個人情報保護法第10条第１項に相当する規定がないことから、独立行政法人等は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要はない。地方公共団体等についても、同様に委員会に通知する必要はない。

B　**事前通知が不要の場合**（行政機関個人情報保護法第10条第２項）

行政機関個人情報保護法第10条第２項の規定は、特定個人情報ファイルについても個人情報ファイルと同様に適用されることから、同項各号に掲げる個人情報ファイル（例：行政機関の職員の給与に関する事項を記録するもの）に相当する特定個人情報ファイルについては、行政機関の長は、委員会に事前に通知する必要がない。

ただし、事前に通知する必要がない場合であっても、番号法第27条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとされていることに留意する必要がある。

C　**保有をやめたときの通知**（番号法第29条第１項又は第30条第１項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第３項）

行政機関の長は、行政機関個人情報保護法第10条第１項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同条第２項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない。

〈参考〉行政機関における特定個人情報保護委員会への事前通知等の要否

事前通知等の要否	具体的な場面
必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき(注) ②通知した事項を変更しようとするとき(注) ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たなくなったとき （注）全項目評価書を委員会に提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け、公表したときは、委員会に対する事前通知があったものとみなされる。また、重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱われる。
不要な場合	行政機関個人情報保護法第10条第２項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル

（独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。）

第４－４－⑶　開示

（関係条文）
・番号法　第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで
・行政機関個人情報保護法　第12条から第26条まで
・独立行政法人等個人情報保護法　第12条から第26条まで

● **開示**（番号法第29条第１項又は第２項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。情報提供等の記録については番号法第30条第１項から第３項までにより読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。番号法施行令第33条）

行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる（行政機関個人情報保護法第12条第１項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。

ただし、特定個人情報については、次のＡからＤまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

A　**代理人の範囲の拡大**

未成年者又は成年被後見人の法定代理人のほか、任意代理人が本人に代わって開示の請求をすることができる。